大谷東小学区公設学童保育館
指定管理者募集要項

令和7年5月

小　山　市

令和7年5月26日修正　P6「(2)プレゼンテーションについて」の 3~4 行目を削除。

令和7年6月5日修正　P6「6　指定管理料（1）上限額等について」の計算誤りがあったために大谷東小第二、大谷東第三の上限額を修正。
それに伴い、別添「大谷東小学区公設学童保育館指定管理者募集要項　特記事項」の「【6】 指定管理料上限額詳細」も修正しています。

小山市は、学童保育館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第21号）に基づき、その運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の目的

学童保育館は、放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）を行う施設であり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とします。

2 施設の概要及び指定期間

一部施設・支援単位のみの応募はできません。応募する場合は、指定期間内に全ての施設・支援単位の運営を確実に実施可能な場合のみとしてください。なお本要項に記載された内容は、特段の記載がない限りは全施設に共通する事項となります。

【施設概要】

（１）大谷東小学童保育館（1 支援単位）：　定員 35 名

所在：小山市大字横倉新田 499-6　小山市大谷市民交流センター「あいとぴあ」内専用室

（２）大谷東小第二学童保育館（２支援単位）

① 所在：小山市大字横倉新田271　大谷東小学校１階専用室　（1 支援単位）　：定員40名

② 所在：小山市大字横倉新田271　大谷東小学校２号館第１図工室（予定）　（1 支援単位）　：定員30名

※②は図工室を利用したタイムシェア型の施設として、令和８年４月から開設いたします。

※②は原則として、4～6年生児童を対象といたします。

（３）大谷東小第三学童保育館（1 支援単位）：　定員 30 名

所在：小山市大字横倉新田271　大谷東小学校南側専用施設

【指定期間】

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

【支援単位の増について】

入所申請が利用定員を大幅に超過して待機児童が多数見込まれる場合、学校施設等を利用したタイムシェア型学童のさらなる増設を行う場合があります。支援単位増加の必要が生じた場合、小山市、学校、受託業者の3者にて、学童として利用可能な教室等があるか、学校を使用する場合の条件、受託業者が対応可能か等について協議を行い、可能な場合は支援単位を増加いたします。増加する場合は、改めて増加分の指定管理料を積算することとします。なお今回の申請書等は、上記(1)～(3)の４支援単位分をご作成ください。

3 申請資格

以下、(1)～(4)の条件をすべて満たしていること。

申請資格を有している旨は「別添様式５_申請資格に関する宣誓書」によって誓約していただきます。なお宣誓内容について、選定手続き中に虚偽の事実が判明した場合はその時点で失格となり、指定管理者として指定され、協定締結後の指定期間中に虚偽の事実が判明した場合は、協定に基づき指定の取り消し等になる場合があります。

(1) 法人又はその他の団体であること（法人格の有無は問わない）

(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと

① 法律行為を行う能力を有しない者。

② 破産者で復権を得ない者。

③ 申請書の提出期間中、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により小山市における一般競争入札等の参加を制限されている者。

④ 指定管理者の責に帰すべき理由により、小山市又は他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第11項の規定（同法を具現化した地方公共団体の条例規則の規定も含む）による指定の取消しを受け、その日から1年を経過していない者。

⑤ 指定管理者の責に帰すべき理由により、小山市又は他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第11項の規定（同法を具現化した地方公共団体の条例規則の規定も含む）による業務の全部または一部停止を受け、停止期間満了の日から1年を経過していない者。

⑥ 小山市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。

⑧ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している者。

（3） 令和7年4月1日時点で、1年以上放課後児童健全育成事業（放課後児童健全育成事業以外の同等の事業の運営実績があると認められるものを含む。）を実施しており、現在も継続していること。

※『同等の事業』は「放課後等デイサービス事業」、また「認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童館の運営」が該当となり、かつ夏休み期間のみ実施する等の一時的なものではなく、年間を通じて継続的に実施していることが必要となります。これらの他の事業については、放課後児童健全育成事業の趣旨を考慮し、個別に判断いたします。

（4） 令和8年4月からの事業運営開始に向けて、事業の運営を円滑に進めるため、令和7年度中から小山市と協力して開所準備が行えること。

4 申請手続

☆ 提出先の所在地等は、**「12 申請書類等の提出先（問合せ先）」**を参照してください。

（1） 指定管理者の選定スケジュール

月　　日	内　　容
令和7年5月22日（木）から6月23日（月）午後5時まで	申請書類提出期間
令和7年5月22日（木）から6月3日（水）午後5時まで	質問受付
令和7年6月2日（月）	説明会及び現地見学会
令和7年6月9日（月）	質問回答期限
令和7年7月上旬から中旬	選定委員会開催
令和7年7月下旬	選定結果通知

（2） 募集要項等の掲載

① 掲載箇所

小山市ホームページ

② 掲載期間

令和7年５月22日（木）から６月23日（月）まで

（3）募集要項等の内容に関する質問

① 受付方法

質問内容の要旨を簡潔にまとめ、別紙様式1にて電子メールによりご提出ください。

メール受信後、翌日中に受付を完了した旨のメールを送信いたします。

メールの件名は以下の通りとしてください。

【団体名】大谷東小学区公設学童保育館指定管理者募集に関する質問

② 受付期間

令和7年５月22日（木）から６月3日（火）午後5時まで

③ 回答期限

令和7年6月9日（月）午後5時頃に回答いたします。

また、回答は質問者に電子メールにて回答するとともに、質問者を伏せた上で小山市ホームページにも掲載します。

（4）申請書類について

：下記①から⑭の書類を提出してください。

① 小山市指定管理者指定申請書（様式第1号）

② 事業計画書及び事業実施計画書（様式第2号）

③ 管理運営に係る収支計画書及び事業実施予算書（様式第3号）

④ 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあっては、会則等）の写し

⑤ 登記事項証明書（応募団体が法人の場合のみ）

⑥ 代表者の身分証明書（応募団体が法人以外の場合のみ）

⑦ 小山市内に本社又は支社・営業所がある場合は、それを証する書類

⑧ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録その他の経理的基礎を有することを証する書類（申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録その他の経理的基礎を有することを証する書類）

⑨ 市税の納付状況を確認できる書類（小山市発行の完納証明書）

なお、小山市において納税義務を有しない者にあっては、本社又は主たる営業所の所在地における法人市町村民税（東京都の場合は法人都民税、法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税）の、直近3年度分の納税証明書を提出すること。

⑩ 消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証する書類

⑪ 労働保険料の納付を証する書類 （直近の納期限における労働保険料の納付を確認できる証明書等で可。）

⑫ 事業計画書補足事項（別紙様式4）

⑬ 申請資格に関する宣誓書（別紙様式5）

⑭ 支援単位毎の職員の配置に関する資料（別紙様式6）

（5） 申請書類の受付

① 受付期間

令和7年５月22日（木）から６月23日（月）まで

（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで）

② 提出方法

正本1部、副本（写し）10部を、1部ごとにA4サイズ紙ファイルに綴り、持参により提出してください。 またタックインデックス等を活用し、書類ごとに綴った位置が明確になるようにしてください。

（6） 記載についての留意事項

① 副本10部については、全ての書類において事業者を特定できる情報（社名・ロゴ・住所等）を削除または黒塗りして提出してください。ただし、様式1号、様式2号「事業内容」、様式２号「事業実施計画書」、及び様式３号記載の『団体名』は黒塗りで結構です。

② (3)-① 「小山市指定管理者指定申請書(様式第1号)」は、全施設を「施設名」欄にまとめてご記載いただき、1 枚のみご作成ください。

③ (3)-② 「事業計画書及び事業実施計画書(様式第2号)」と(3)-③ 「管理運営に係る収支計画書及び事業実施予算書(様式第3号)」は施設ごとに作成してください。

④ (3)-② 「事業計画書及び事業実施計画書(様式第2号)」には、必ず通しのページ番号を附番してください。なお一部内容を任意様式で作成した場合も同様といたします。

⑤ (3)-② 「事業計画書及び事業実施計画書(様式第2号)」中の「現在運営する類似施設」欄に書ききることができない場合は、「別紙の通り」と記載した上で、別紙様式2を作成してください。また、「放課後児童対策パッケージ2025(令和6年12月)」における放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型、あるいは類似事業の実施実績がある場合も、(3)-② 又は別紙様式2にご記載ください。

⑥ (3)-② 「事業計画書及び事業実施計画書(様式第2号)」中 【業務の安全成績】内の「事故発生件数」については、確定している直近3事業年度分(令和6年度、5年度、4年度分)の、児童と職員(支援員、補助員)に関する事故件数の総合計を記載してください。

なお、(3)-⑫ 「事業計画書補足事項(別紙様式4)」の(2)には、児童・職員の事故件数を個別に記載してください。

※業務の安全成績に関する回答の定義について

・「事故発生件数」:学童(放課後児童クラブ)事業全体で、死亡・重症・軽傷が発生した件数。

・職員に関する事故:勤務中のものに限る。

・「重症」欄:治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等を記載。

・「軽傷」欄:「重傷」に該当しない、治療に際して医療機関にかかった事故等を記載。

⑦ 令和8年3月 31 日までに小山市内に、本店、支店、又は営業所等の設置又は移転等を予定する場合は、(3)-②「事業計画書及び事業実施計画書(様式第2号)」中 の「※その他 特筆すべき事項」欄に、設置見込日などを具体的に記載してください。

⑧ (3)-③ 「管理運営に係る収支計画書及び事業実施予算書(様式第3号)」中「管理運営に係る収支 計画書」に計上する科目仕訳については、別添「【参考】科目集計方法」をご参考に作成お願いします。

⑨ 学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型事業への協力について

小山市では、希望する全ての児童に「安全・安心」で「学びのきっかけとなる多様な体験・活動の機会」 を学校敷地内で提供することを目的として、学童保育クラブと放課後子ども教室の一体化に取り組んでおり。 今回公募を行う施設の属する学校区において、小山市から放課後子ども教室等の課外活動との連携、協力を求める場合があります。ご協力いただける場合は、その内容や範囲等を事業提案書に記載ください。

⑩ 「支援単位毎の職員の配置に関する資料(別紙様式6)」については、受託した場合の見込みでご作成ください。また作成にあたっての考え方やそれを実現するための人材確保の考え方について、プレゼンテーション等にて必ず説明をお願いします。

(7) その他の留意事項

① 指定管理者選定委員会委員に対して、本件募集期間中の接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は失格とします。

② 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、小山市が内容の訂正を求める場合は除きます。

③ 指定管理者選定委員会開催前において、小山市から補足資料等の提出を求める場合があります。

④ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
⑤ 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。（（9）の辞退届提出時は除く。）
⑥ 申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

（8）応募説明会及び現地見学会

指定管理者募集にあたり、以下のとおり説明会及び現地見学会を開催します。

① 日時　令和7年6月2日（月）

【説 明 会】 午後1時 30 分から午後2時30分

【現地見学】午後2時40分から午後 3 時 30 分程度

② 会場

【説 明 会】小山市大谷市民交流センター「あいとぴあ」（小山市大字横倉新田 499-6）

【現地見学】①大谷東小学童（2:40～2:50） ⇒ ②大谷東第二学童（3:00～3:10）
⇒ ③大谷東小第一図工室（3:10～3:20） ⇒④大谷東小第三学童（3:30～3:40）
⇒ 現地解散

※現地見学会会場へは、説明会終了後、参加者各自でご移動ください。
（小山市では送迎いたしません。）

※現地見学会のみご参加の場合は、開始時間までに直接会場へお越しください。

※駐車場等は申込者へ後日メールにて通知いたします。

③ 申込

事前申込制です。令和7年5月30日（金）午後5時までに、次の事項を記載した電子メールにより、こども政策課までお申込みください。

◇ 件　　名：

【団体名】大谷東小学区公設学童保育館指定管理者応募説明会及び現地見学会の参加について

◇ 記載事項： 説明会参加の有無、現地見学会参加の有無、団体名、参加人数、参加者氏名、担当者連絡先（当日、連絡のとれる連絡先）

・ 報告様式に指定はございません。なお、会場の都合上、1団体2名までとしてください。
・ お申込みいただいた後、翌日中に受付を完了した旨のメールを送信いたします。

④ 注意事項

・ 説明会か現地見学会の、どちらかのみ参加も可能です。
・ 交通手段については、参加者各自でご準備ください。（小山市が送迎はいたしません。）
・ 説明会及び現地見学会においては、参加者の所属・氏名は伏せる取り扱いとさせていただきます。そのため参加者の皆様に置かれましても、参加者間での名刺交換など、直接・間接関わらず参加者の所属・氏名の判別につながる行為は禁止いたしますので、ご了承ください。
・ 説明会及び現地見学会に参加がなくても、本公募に応募することは可能です。

（9）応募の辞退について

申請書を提出後に応募を辞退する場合は、別紙様式3により「辞退届」を作成し、持参により1部をご提出ください。なお、提出済資料がある場合は、辞退届提出の際に返却します。

5 指定管理者が行う業務

別添公募仕様書の通り。

6 指定管理料

(1) 上限額等について

各年度の指定管理料上限額は以下の通りです。※修正箇所は赤字で表記。

	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
大谷東小学童	10,664,000	11,183,000	11,671,000	12,178,000	12,678,000
大谷東小第二	10,604,000	10,871,000	11,370,000 ~~12,033,000~~	11,888,000 ~~12,551,000~~	12,426,000 ~~13,089,000~~
大谷東小第三	10,726,000 ~~10,693,000~~	11,461,000 ~~11,429,000~~	11,939,000 ~~11,906,000~~	11,955,000 ~~11,074,000~~	12,950,000 ~~12,950,000~~
大谷東小ﾀｲﾑｼｪｱ	10,694,000	10,952,000	11,422,000	11,909,000	12,416,000

これは各年度の管理運営費用見込額から、保育料収入見込み額を差し引いたものです。

詳細及び指定管理料に含まれる経費については、特記事項を参照してください。なお提案いただく金額は、施設ごとの上限額以下の金額となります。

(2)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業分について

国実施要綱別添12に基づく標記加算については、指定管理料の上限額には含めません。

年度毎に実際の職員配置に応じて積算し、別途支払うこととします

(3) 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)分について

国実施要綱別添13に基づく標記加算については、指定管理料の上限額には含めません。

年度毎に実際の職員配置に応じて積算し、別途支払うこととします

(4)障がい児受け入れによる加算について

指定管理料の上限額には、国実施要項別添3「障害児受入推進事業」に基づく人員の人件費も含んでおります。なお障がい児を 3 名以上受け入れる場合の対応職員等の人件費については、年度毎に協議することとします。

(5) 経費の支払い

指定管理料は、小山市は会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎に指定管理者の請求に基づき支払うこととします。支払いは原則として各年度4月・10月に分割して支払うこととし、詳細は協定において定めます。

7 指定管理者の選定及び指定

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、小山市が設置する指定管理者選定委員会において、申請団体のうち申請資格の要件を満たす団体について審査を行います。

申請団体から提出された提案書の内容について、申請団体からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定基準に基づき採点し、最も適当と認める団体を選定します。なお、審査の結果「候補者なし」とする場合もあります。なお、プレゼンテーションの順序については、小山市による抽選にて決定します。

(2) プレゼンテーションについて

申請団体ごとのプレゼンテーション時間及び、それに対する質疑応答時間は20～30分程度を予定しております。詳細は応募団体宛に後日通知します。

~~なお、複数施設に応募する場合であってもプレゼンテーションは1回としますので、各施設に共通する内容を説明した上で、施設ごとの内容についてご説明ください。~~

また、プレゼンテーションにおいては「Microsoft PowerPoint」等を用いてプロジェクターによる

投影が可能ですが、当初の申請書類を超える内容の提案は禁止します。

（3）プレゼンテーションにおける注意事項

本審査は匿名で実施いたします。そのためプレゼンテーションにおいては、社名及びそれを推知可能である情報を提示することを禁止いたします。同様にプレゼンテーションにて使用する資料も、事業者を特定できる情報（社名・ロゴ・住所等）を掲載することを禁止いたします。

（4）選定基準

選定に当たっては、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査します。詳細は別紙「指定管理者候補者選定採点表」をご確認ください。

① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
② 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
③ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
④ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
⑤ その他市長が別に定める事項

（5）選定委員会の開催

令和7年7月上旬から中旬（予定） ※正式な日時等は、申請団体に文書で通知します。

（6）選定結果

選定の結果については、令和7年7月中に申請団体全てに文書で通知するほか、小山市ホームページに選定結果の概要を公表する予定です。

（7）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和7年9月招集予定の市議会定例会の議決を経て行います。市議会で否決された場合、指定管理者として指定を受けられないことになります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

（8）開所準備等

① 前項の市議会での議決を経て指定管理者として指定の内定を受けた場合、指定管理期間前に行う開所準備等については、小山市と協力して指定管理者が行うものとします。なお、当開所準備等は令和8年度当初の児童の入所に係る事務を含むものとします。
② 指定の内定を受けた後、令和8年4月1日から円滑に業務を行うため、開所に向けた事務及び業務ついて、必要に応じて十分な引継ぎを行うものとします。

8 協定の締結

小山市と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項、管理費用の額等を定めるため、協定を締結することとします。また事業所等の設置について提案されていた場合は、協定中に具体的な時期等について定めることとします。

（1）基本協定

基本協定は、管理物件等、指定期間、業務の範囲、業務実施条件、指定管理料金額及び支払方法、その他管理運営に関し必要な事項を定めるものです。

（2）年度協定

年度協定は主に放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業分等、年度毎に算定をする経費の金額及び支払方法について定めるものです。

9 指定管理業務の継続が困難になった場合等における措置

（1）指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、速やかに小山市に報告するものとします。

（2）業務の実施又は継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又 はそのおそれがあると認められる場合、小山市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。また、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときは、小山市は指定管理者に対し指定管理料及び市の交付する補助金等の返還を求め、指定管理者の指定を取り消すことができます。

② 指定を取り消された指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、当該学童保育館の管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

（3）指定管理者が小山市の指示に従わないとき、及び指定管理者の財務状況が著しく悪化する等、指定管理業務の継続が適当でないと認められる場合、小山市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

（4）前2号の規定により、小山市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合、指定管理者は、小山市に生じた損害について賠償の責めを負うこととします。

（5）指定管理者の責めに帰することができない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合、小山市と指定管理者は、指定管理業務の可否について協議することとします。

10 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの要項に定める事項に違反したとき若しくは協議が成立しないとき、市議会が指定に係る議案を否決したとき、又は指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

11 その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、小山市及び指定管理者の双方が誠意を持って協議することとします。

12 申請書類等の提出先（問合せ先）

担 当 部 署	小山市教育委員会こども未来部　こども政策課　　放課後居場所室 学童保育係
所　在　地	〒323－8686　栃木県小山市中央町1丁目1番1号　本庁舎５階
電　　話	0285－22－9638
ファクシミリ	0285－22－9650
電 子 メール	d-koseisaku☆city.oyama.tochigi.jp ※☆を@に替えてご送信ください。